

# 水道事業 財政計画 令和8～11年度 (2026年～2029年)

“未来に向け安全・安心な水道”

## 水道料金算定の概要

	目	次	
1	水道事業の概況 (令和8～11年度)	.....	1 頁
2	水道料金の算定	.....	2 頁
3	令和8～11年度 財政収支計画	.....	4 頁
4	令和8～11年度 財政計画の主な内容	.....	6 頁
5	水道料金及び下水道使用料改定の推移	.....	10 頁

前橋市 水道局

2025年 (令和7年) 11月策定

## 『財政計画』とは . . . .

財政計画の策定においては、計画期間内に予定されている工事等の事業費や、得られるであろう収入などを集計し、計画期間内がどのような収支状況になるかを試算します。

支出面では、将来を見通し必要な工事か、また費用の算出根拠は適正かなど無駄な支出を省くように精査しています。

試算の結果、計画期間内の支出総額を収入総額でまかなうことができるかがわかります。水道事業では、収益の大部分を、水道水を使用する市民や企業の皆様からいただく水道料金が占めています。

そのため、財政計画を策定することは、水道料金を現在の料金単価のまま据え置くことができるか、または料金単価を改定すべきかを判断することも大きな目的となります。

このたび、本市の水道事業では、令和8～11年度の4年間を財政計画期間として、財政計画を策定しました。

# 1 水道事業の概況（令和8～11年度）

## （1）支出 【老朽化した管路や施設の計画的な更新により、災害に強い水道に】

（主な内容）

- ・重要給水施設管路耐震化事業により災害時に重点的に給水すべき施設へ続く管路の耐震化を図ります。また、衛星画像やAIを用いた管路リスク診断の結果を活用した老朽管更新事業などの実施により、現行0.6%程の管路更新率を0.8%に引き上げます。（0.6%→0.8%の引き上げにより、約4.6億円/年の増）
- ・本市北西部の水系における諸課題（老朽化に伴う施設の統廃合、災害時のバックアップ等）に対応するため、北西部水道施設再編計画事業を進めます。
- ・上記のほか、更新時期を迎える水道施設について、統廃合・ダウンサイジング等の検討を含め、計画的な更新を進めます。

## （2）収入 【水道料金は逡減傾向】

（主な内容）

- ・収益の柱となる水道料金は人口の減少や水需要の低下等を勘案し、年々約1.6%の減少を見込みます。

## （3）その他 【支払利息、企業債償還金、企業債年度末残高は年々増加】

（主な内容）

- ・管路更新率の引き上げや施設等更新費にかかる企業債の増加により、支払利息、企業債償還金、企業債年度末残高は年々増加します。

## （4）総括 【翌年度繰越財源は確保できるものの、将来的には厳しい状況】

（主な内容）

- ・経常的な営業活動の結果である純利益は、令和10年度から赤字に転じる見込み。
- ・翌年度繰越財源は令和11年度末に約25億円を確保できる見込み。

## 2 水道料金の算定

※下記の [A] ~ [G]・[イ] は、4~5ページの財政収支計画に対応しています。

税抜き

- 1 算定期間 . . . . . 令和8~11年度の4年間
- 2 算定方法 . . . . . 損益ベース
- 3 料金原価の算出

① 算定期間の費用総額 [A] (支払利息 [B] を除く)  $[A] - [B]$  .....> 255.6億円

② 資本費用 (③ + ④) .....> 42.4億円

③ 支払利息-受取利息  $[B] - [C]$  .....> 14.9億円

④ 資産維持費※1 .....> 27.5億円

※1: 資産維持費とは、事業の実体資本を維持する等のために施設の拡充・改良及び企業債の償還等に必要額です。  
 ◎資産維持費=対象資産(令和8~11年度の平均償却資産)×資産維持率×計画年数  
 54,580,001千円×1.26%×4年= 27.5億円

⑤ 控除項目 (⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨) 水道料金・受取利息以外の全ての収入 .....> 59.6億円

⑥ 水道加入金 [D] .....> 7.5億円

⑦ 長期前受金戻入 [E] .....> 23.9億円

⑧ 水道料金及び[C]~[E]以外の収入 [F] .....> 12.3億円

⑨ 現計画からの繰越金 [G] .....> 15.9億円

⑩ 料金原価(水道料金で賄う原価) = ① + ② - ⑤ .....> [ア] 238.4億円

4 令和7年度以降の料金で算出した4年間の水道料金 .....> [イ] 224.5億円

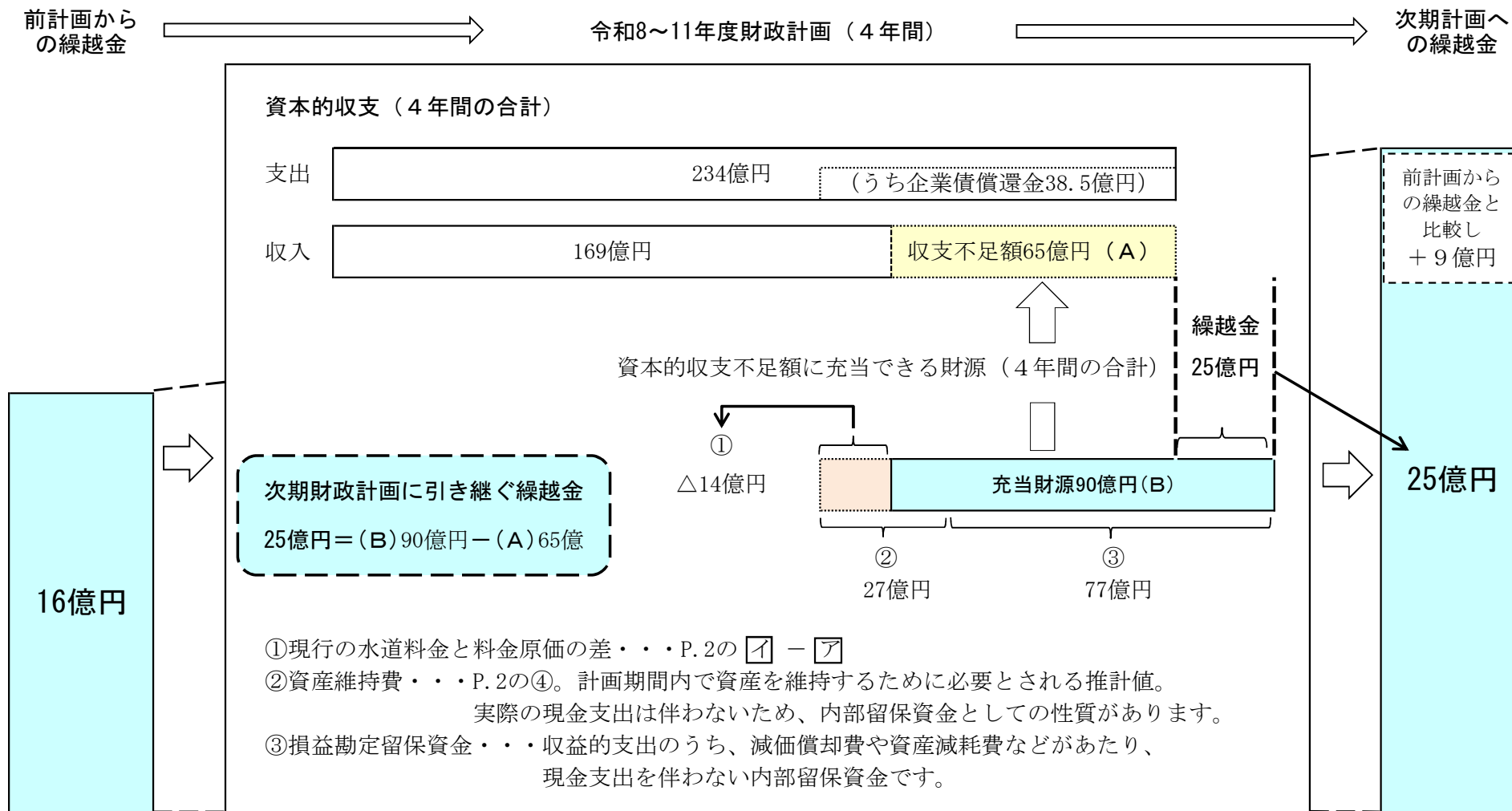
5 算定上、4年間の費用(料金原価)を水道料金で賄うことができない状況 ([ア] > [イ] (△13.9億円))

新財政計画期間では、料金算定上、4年間の費用(料金原価)を水道料金で賄うことができず、厳しい経営となる見込みです。資金的には事業を継続することは可能ですが、健全な経営のためには、次期財政計画期間での料金改定を視野に入れておく必要があります。

# ★資金面の推移

「財政計画期間内で純利益（黒字）が確保されているか」も経営の健全化をはかる重要な指標ですが、一方で、「実際の資金残高がどのように推移するか」にも留意する必要があります。ここでは、過去から引き継いだ繰越財源が財政計画の4年間を経てどのように増減するかを検証します。

※金額は小数点以下を整理しています



前計画の最終年度である令和7年度財政計画から16億円の繰越金を引継ぎ、令和8～11年度の事業を実施します。計画期間終了時点では、次期計画に引継ぐ繰越金は25億円確保できる見通しですが、安定的な経営を継続するためには、料金原価を水道料金で賄えるよう、次期財政計画期間での料金改定を視野に入れておく必要があります。

### 3 令和8～11年度 財政収支計画

○収益的収支（経常的な収支）

税抜き

(単位：千円)

区 分	過去4年間 (a)				新財政計画期間 (b)				新計画期間 の合計	過去4年間と 新財政計画の比較 (b) - (a)		
	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)	令和7年度 (当初)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
収入	水道料金	5,747,859	5,804,006	5,743,903	5,802,196	5,750,336	5,656,947	5,565,130	5,474,859	イ	22,447,272	△ 650,692
	給水装置工事手数料	40,890	41,985	39,205	40,910	42,355	42,355	42,355	42,355	F	169,420	6,430
	加入金	180,835	188,132	170,329	174,559	187,430	187,430	187,430	187,430	D	749,720	35,865
	負担金	197,808	214,314	225,140	243,117	220,856	227,109	232,113	239,463	F	919,541	39,162
	他会計補助金	1,254	1,236	1,121	1,090	1,071	1,052	1,035	973	F	4,131	△ 570
	受取利息	32	189	1,499	702	703	23	23	23	C	772	△ 1,650
	長期前受金戻入等	639,925	629,543	628,097	614,931	608,840	602,556	593,847	582,813	E	2,388,056	△ 124,440
	その他	30,557	27,464	29,390	18,669	33,225	33,707	32,964	33,969	F	133,865	27,785
	収入合計	6,839,160	6,906,869	6,838,684	6,896,174	6,844,816	6,751,179	6,654,897	6,561,885		26,812,777	△ 668,110
支出	職員人件費	479,075	492,075	541,389	596,045	567,792	575,708	620,101	448,056		2,211,657	103,073
	動力費	262,516	207,660	223,450	246,364	250,000	250,000	250,000	250,000		1,000,000	60,010
	受水費	1,713,309	1,569,481	1,579,793	1,579,794	1,579,794	1,584,122	1,579,794	1,781,274		6,524,984	82,607
	委託料	566,517	600,214	602,932	724,846	679,272	711,437	702,200	720,998		2,813,907	319,398
	修繕費	308,572	322,816	328,987	339,265	362,760	362,962	363,186	363,380		1,452,288	152,648
	請負費	30,755	54,652	36,589	171,138	53,608	42,038	47,508	55,829		198,983	△ 94,151
	減価償却費等	2,392,837	2,392,496	2,446,322	2,461,510	2,449,599	2,457,576	2,562,467	2,600,997		10,070,639	377,474
	支払利息	187,355	173,393	178,817	200,630	235,765	320,372	418,219	512,015	B	1,486,371	746,176
	その他	203,235	177,781	219,823	315,906	322,109	303,228	239,367	422,374		1,287,078	370,333
支出合計	6,144,171	5,990,568	6,158,102	6,635,498	6,500,699	6,607,443	6,782,842	7,154,923	A	27,045,907	2,117,568	
経常収支	695,064	919,213	678,827	382,068	415,523	215,877	△ 49,433	△ 507,900		74,067	△ 2,601,105	

※経常収支とは、損益計算書の特別利益（収益）及び特別損失（費用）を除いた、（営業収益＋営業外収益）－（営業費用＋営業外費用）で求めたものです。

収支差引（純損益）	694,989	916,301	680,582	260,676	344,117	143,736	△ 127,945	△ 593,038	△ 233,130	△ 2,785,678
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-------------

供給単価（円）	149.43	153.55	153.69	157.54	159.47	159.47	159.45	159.47	637.86	23.65
給水原価（円）	143.03	141.69	147.88	162.53	162.42	168.27	176.33	190.38	697.40	102.27

税抜き

(単位：千円)

○資本的収支（投資的な収支）

区 分	過去4年間 (c)				新財政計画期間 (d)				新計画期間の合計	過去4年間と新財政計画の比較 (d) - (c)	
	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	令和6年度 (決算額)	令和7年度 (当初)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
収 入	企業債	1,141,400	2,100,700	1,717,300	1,905,900	3,493,700	3,910,500	3,769,100	2,840,400	14,013,700	7,148,400
	国庫補助金	41,392	12,945	74,616	13,415	72,976	128,993	383,636	380,813	966,418	824,050
	工事負担金	265,146	236,611	193,775	208,176	291,203	295,196	329,828	304,222	1,220,449	316,741
	出資金	4,117	4,166	125,417	125,368	186,721	177,679	176,197	2,421	543,018	283,950
	固定資産売却代	0	0	0	0	100,000	0	0	0	100,000	100,000
	負担金	0	1,341	1,378	1,159	5,258	689	0	18,045	23,992	20,114
	その他資本収入	0	0	300,000	0	0	0	0	0	0	△ 300,000
	収入合計	1,452,055	2,355,763	2,412,486	2,254,018	4,149,858	4,513,057	4,658,761	3,545,901	16,867,577	8,393,255
支 出	(うち職員人件費)	176,687	185,705	185,142	193,886	191,234	191,585	191,936	192,289	767,044	25,624
	事務費	194,551	204,873	204,447	301,707	321,048	211,991	212,864	256,476	1,002,379	96,801
	施設改良費	1,300,149	1,782,246	1,444,960	1,848,260	2,305,521	2,339,976	2,384,203	2,018,721	9,048,421	2,672,806
	耐震管整備費	286,650	116,518	391,267	205,336	284,000	277,245	277,918	265,091	1,104,254	104,483
	管網整備費	99,750	107,280	49,720	50,000	429,455	432,364	450,636	148,182	1,460,637	1,153,887
	施設等更新費	437,696	1,428,726	1,049,340	928,109	1,359,363	1,810,000	1,912,812	1,233,721	6,315,896	2,472,025
	企業債償還金	1,232,817	1,157,517	1,078,144	990,123	898,194	920,619	966,058	1,067,309	3,852,180	△ 606,421
	固定資産購入費等	48,547	148,535	42,282	163,618	224,939	76,014	50,775	52,023	403,751	769
	4条不控除税等	27,870	4	42,926	22,109	43,631	42,221	68,563	65,032	219,447	126,538
	支出合計	3,628,030	4,945,699	4,303,086	4,509,262	5,866,151	6,110,430	6,323,829	5,106,555	23,406,965	6,020,888
収支差引(財源不足)	△ 2,175,975	△ 2,589,936	△ 1,890,600	△ 2,255,244	△ 1,716,293	△ 1,597,373	△ 1,665,068	△ 1,560,654	△ 6,539,388	2,372,367	
補 て ん 財 源	前年度繰越財源	1,253,812	1,525,738	1,615,056	2,223,263	G 1,587,132	2,055,715	2,457,098	2,632,705	1,587,132	△ 5,030,737
	損益勘定留保資金	1,752,912	1,762,953	1,818,225	1,846,579	1,840,759	1,855,020	1,968,620	2,018,184	7,682,583	501,914
	当年度純利益(純損失)	694,989	916,301	680,582	260,676	344,117	143,736	△ 127,945	△ 593,038	△ 233,130	△ 2,785,678
	計	3,701,713	4,204,992	4,113,863	4,330,518	3,772,008	4,054,471	4,297,773	4,057,851	9,036,585	
繰越事業に係る財源不足				△ 488,142					0		
翌年度繰越額	1,525,738	1,615,056	2,223,263	1,587,132	2,055,715	2,457,098	2,632,705	2,497,197	2,497,197		

## 4 令和8～11年度 財政計画の主な内容

税込み

財政計画の概要（主な事業等）を説明します。

（収益的収入）

### □ 水道料金

過去の実績等から算出します。

令和4年度に平均17%程度、令和7年度に平均4%程度の改定を実施しました。

（単位：千円、m<sup>3</sup>）

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水道料金	6,325,370	6,222,642	6,121,643	6,022,345
有収水量	36,059,558	35,473,734	34,901,310	34,331,518

### □ 給水装置工事手数料と水道加入金

給水装置の新設又は改造工事に係る工事手数料及び加入金です。

過去の実績から算出します。

（単位：千円）

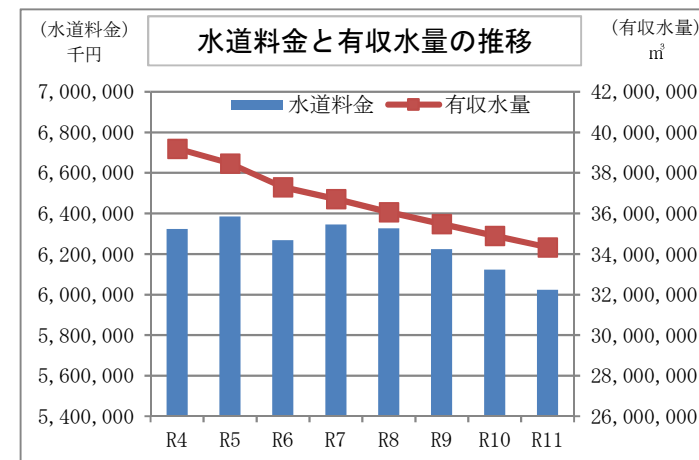
区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
給水装置工事手数料	42,355	42,355	42,355	42,355
加入金	206,173	206,173	206,173	206,173

### □ 負担金

総務省の繰出基準や協定書等に基づき、一般会計等から繰り入れる負担金です。計画期間に実施する事業費や過去の実績等から算出します。

（単位：千円）

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
消火栓維持管理負担金	14,050	14,050	14,050	14,050
畑地かんがい用水負担金	459	459	459	459
配給水管移設工事負担金	17,750	17,750	17,750	17,750
事務費負担金	222,815	229,699	235,207	243,295



(収益的支出)

□ 原水及び浄水費

受水費は、群馬県企業局との協定に基づく受水量や単価により算出します。  
 田口浄水場の廃止に伴う代替水量の確保等のため、令和11年度から受水量（県央第二）の増量を予定しています。  
 なお、受水費以外の支出については、浄水、送水のための委託料や修繕費等の費用です。

(単位：千円) 自己水割合の推移 (単位：%)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受水費(県央第一)	1,029,848	1,032,669	1,029,848	1,029,848	自己水	44.0	44.3	44.4	43.9
受水費(県央第二)	707,925	709,865	707,925	929,553	県央水	56.0	55.7	55.6	56.1
受水費以外	862,792	854,440	852,042	857,899	計	100.0	100.0	100.0	100.0

□ 配水及び給水費・業務費

配水及び給水費は配水管等の維持管理に必要な費用です。  
 業務費は水道使用量の検針や徴収、水道メーター交換等の費用です。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
配水及び給水費	551,557	570,088	561,878	567,679
業務費	548,314	565,788	579,765	600,210



配水管（水管橋）

□ 減価償却費

所有する資産の減価償却相当を費用で見込みます。なお、現金支出を伴わない支出であり、内部留保資金として将来の資産更新に使用します。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
減価償却費	2,384,678	2,411,138	2,515,392	2,557,382

□ 支払利息

過去の施設更新のために借り入れた企業債に係る支払利息です。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支払利息	235,765	320,372	418,219	512,015

(資本的収入)

□ 企業債

資本的支出の各事業の財源として発行します。建設改良事業費の増加に伴い発行額も増加します。  
(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
発行(借入)額	3,493,700	3,910,500	3,769,100	2,840,400

□ 国庫補助金・工事負担金・出資金

重要給水施設管路耐震化事業、北西部水道施設再編計画事業において国庫補助を取り込みます。  
出資金は、総務省の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れるものです。  
(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国庫補助金	72,976	128,993	383,636	380,813
工事負担金	291,203	295,196	329,828	304,222
出資金	186,721	177,679	176,197	2,421

<北西部水道施設再編計画の主な内容>

【富士見北西部】

- 災害時のバックアップ水量の確保  
→新規受水場の整備、既存浄水場の改修、群馬県水道の増量

【田口・田島水系】

- 田口浄水場及び関連施設の老朽化  
→田口浄水場を田島浄水場へ統廃合、田島浄水場の増強、群馬県水道の増量、水源再編によるコスト縮減
- 適正水圧の確保  
→田島浄水場～田口水系間の新規配水場の整備

<浄水施設等更新事業の主な内容>

【敷島浄水場】

- R 8～：電気ポンプ棟建設工事
- R 9～：電気・機械設備更新工事

【清里浄水場】

- R 8～：施設築造工事

【中之沢減圧槽】

- R 9～：施設築造工事

(資本的支出)

□ 北西部水道施設再編計画事業

本市北西部の水系における諸課題（施設の老朽化、災害時のバックアップ、より安全な水源の確保等）に対応するため、施設の更新・統廃合・ダウンサイジングを進めます。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業費合計	451,900	787,224	1,929,202	1,495,698

□ 浄水施設等更新事業

更新時期を迎える市内33か所の浄水場などの計画的な更新を行います。  
施設の統廃合や水系見直しによる再編も検討します。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
浄水施設等の更新	1,463,800	1,751,000	788,000	41,000

※北西部水道施設再編計画に係るものを除く

□ 耐震化事業

○ 重要給水施設管路耐震化事業

重要給水施設（防災拠点25か所）に災害時でも給水できるよう、配水管の耐震化を図ります。  
(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重要給水施設管路耐震化事業	312,400	304,970	305,710	291,600



税込み

管路耐震化の様子

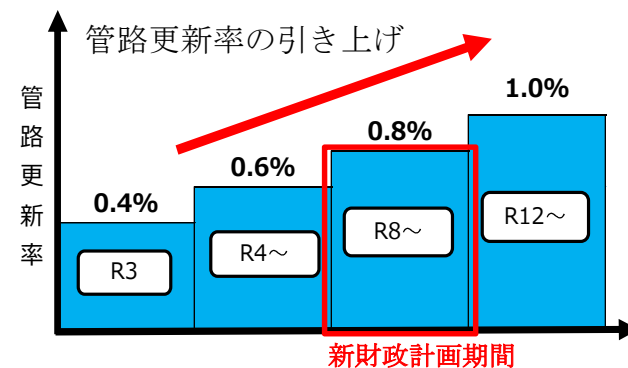
□ 施設改良事業（配水管等）

他事業と関連して配水管を布設替する事業や、市民の方々からの要望による配水管の新設、水圧増強工事などを実施します。  
また、令和9年度からは管路更新率引き上げの重点事業として、衛星画像やAIを用いた管路リスク診断の結果を活用し、老朽危険度の高い管路を優先して更新することにより、効率的な管路更新を進めます。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業費合計	2,032,224	1,949,420	1,971,788	1,965,099
うち重点事業（注1）	1,077,304	1,000,000	1,000,000	1,000,000

※注1・・・管路リスク診断結果を活用した管路更新工事（令和8年度は従前の「鉛製給水管残存地区布設替事業」）



□ 管路更新率の引き上げ

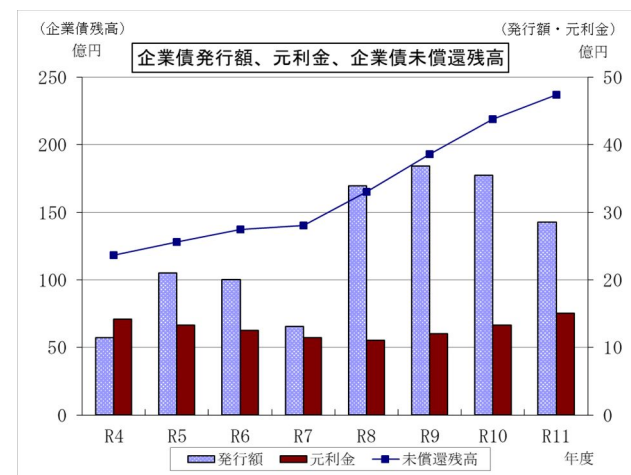
管路の更新を計画的に実施し、現行の管路更新率0.6%程度（年間15km程度の更新）を新財政計画期間では0.8%（年間20km程度の更新）まで引き上げます。  
※管路更新率…前橋市全体の管路（R6：約2,729km）の年間更新割合を表す指標。  
1.0%で全体の更新に100年かかる。（0.6%だと約170年、0.8%だと約130年かかる。）

□ 企業債償還金

過去に借り入れた企業債の償還金です。

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
償還額	898,194	920,619	966,058	1,067,309
年度末残高	17,314,760	20,304,641	23,107,683	24,880,774



◆ 水道料金及び下水道使用料改定の推移 ◆

(金額は、消費税抜き)

H12.4.1 農業集落排水事業特別会計の設置に伴い、  
使用料体系を下水道事業と統一

年度区分	昭和56年度		58	59	61	62	63	平成元年度		2	3	4	5	6	7	9	10	11	13	14	16	17	18	19	20
	水道	改定率	S56: 48.55% S57: 4.05%	53.18%	13.60%			20.98%					23.26%			9.30%			10.16%		H14~H16 改定見送り			H17~H19 改定見送り	
一般家庭用 月30m <sup>3</sup> 使用		1,523円	→	1,808円	→		2,244円	→				2,716円	→	2,952円	→		3,242円	→		3,242円					
下水道	改定率	40.08%		9.70%		2.75%		27.40%				24.22%		10.07%			6.41%		18.53%			17年度 改定見送り		H18~H20 改定見送り	
一般家庭用 月30m <sup>3</sup> 使用		1,034円	→	1,142円	→	1,508円	→	1,901円	→			2,348円	→	2,574円	→		2,736円	→	3,060円						
一般家庭用 上・下水道 月30m <sup>3</sup> 使用計		2,557円	→	2,950円	→	3,316円	→	3,752円	→	4,145円	→	5,064円	→	5,526円	→		5,978円	→	6,302円						

年度区分	H21.5.5富士見村と合併		22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5	6	7	新財政計画期間					
	水道	改定率	H20~H22 改定見送り		H23~H25 改定見送り			H26~H28 改定見送り		H29 改定見送り		H30~R3 改定見送り				17.00%			4.00%				R8~R11 改定見送り	
一般家庭用 月30m <sup>3</sup> 使用															3,790円	→	3,940円	→						
下水道	改定率	H21~H23 改定見送り			H24~H26 改定見送り			H27~H29 改定見送り			H30~R3 改定見送り						R4~R7 改定見送り		25.00%					
一般家庭用 上・下水道 月30m <sup>3</sup> 使用計															6,850円	→	7,000円	→	7,725円					

【水道事業会計】 供用開始年月日 昭和4年3月21日  
法適用年月日 昭和29年4月1日

【下水道事業会計】 供用開始年月日 昭和38年2月1日  
法適用年月日 昭和38年4月1日

【農業集落排水事業会計】 供用開始年月日 昭和54年9月  
法適用年月日 令和5年4月1日